

2011年11月9日

「タイ洪水被災事業者向け緊急融資」の取扱い開始について

タイ洪水災害により被害を受けられた皆様方には心よりお見舞い申し上げます。
瀬戸信用金庫（瀬戸市東横山町 119 番地の 1 理事長 鹿島幸男）は、このたびのタイの洪水災害により被害を受けられた事業者の方をご支援するため、平成 23 年 11 月 11 日（金）より「タイ洪水被災事業者向け緊急融資」の取扱いを開始いたします。

記

1. 取扱期間

平成 23 年 11 月 11 日（金）～ 平成 24 年 3 月 30 日（金）まで

2. 商品概要

商 品 名	「タイ洪水被災事業者向け緊急融資」
融資対象者	今般のタイ洪水の影響により、直接的・間接的に被害を受けた法人および個人事業者
資金使途	タイの洪水の影響により、緊急に必要な運転資金・設備資金
融資形態	手形貸付または証書貸付
融資利率	当金庫所定の金利とする。
融資金額	定めない
融資期間	10年以内 (手形貸付は1年以内)
返済方法	手形貸付：期日一括返済 証書貸付：元金均等返済または元利均等返済
担 保	必要に応じて、担保が必要。または信用保証協会の保証も可能。
保 証 人	法人：原則として、法人代表者1名 個人：原則として不要

以 上

【本件に関するお問い合わせ先】

業務部 商品開発グループ（担当：加藤）

TEL：（0561）86－0130

ホームページアドレス：http://www.setoshin.co.jp

せとしんは「エコ活動」を応援します！